フクシマ社労士法人だより

8月号 2023年8月1日

就業規則



トピックス

年表で見る!就業規則改定のポイント

長期的に変更をせずに放置されている就業規則では、最新の法令に対応できていない 可能性があります。今回は、2017年以降で各種規程の変更が必要になった法改正をまとめましたので、 規程の施行日を確認して法改正施行日より前の日付になっている場合など、最新の法令に則した規定に変更 されているか確認しましょう。

法律	改正日	就業規則など規程の改定すべき内容	
育児介護休業法	2017年 1月	介護休業の期間が対象家族 1 人につき「3 回を上限として通算 93 日」	
		まで取得できる規定になっていますか?	
育児介護休業法	2017年10月	育児休業の期間の延長が「1年6か月」から更に「2年」まで取得で	
		きる規定になっていますか?	
労働基準法	2019年 4月	年次有給休暇の 5 日の取得義務および使用者の時季指定権が規定され	
		ていますか?	
労働安全衛生法	2019年 4月	休日・時間外労働が月80時間を超えた場合の医師による面接指導が規	
		定されていますか?	
労働施策総合推進法	2020年 6月	パワーハラスメントの防止措置(相談窓口・処罰の内容など)につい	
		て規定されていますか? (<u>※中小企業は 2022 年 4 月施行</u>)	
育児介護休業法	2021年 1月	子の看護休暇および介護休暇が時間単位で取得できる規定になってい	
		ますか?	
育児介護休業法	2022年 4月	有期雇用労働者の育児休業・介護休業の取得要件であった「雇用期間	
		が 1 年以上」の廃止に伴って、規定を変更していますか?	
公益通報者保護法	2022年 6月	通報者の保護・不利益取扱いの禁止が規定されていますか?	
育児介護休業法	2022年10月	出生時育児休業 (男性が、子の出生後 8 週以内に 4 週取得可) および	
		育児休業の分割取得について規定されていますか?	
労働基準法	2023年 4月	中小企業の場合、法定時間外労働が月 60 時間を超えた時間に対して、	
		割増賃金が50%の割合で支給される規定になっていますか?	
		※大企業は2010年4月に施行済み	

今年の夏は猛暑になる!? 体調管理に気を付けましょう!

今年は「エルニーニョ現象」が4年ぶりに発生し、エルニーニョ現象が発生した年は、「冷夏」になるパターンが多いのですが、今年の夏はエルニーニョ現象だけでなく「正のインド洋ダイポールモード現象」も発生する予測となっています。それらの影響から今年の夏は「猛暑」&「台風が多い」という異常気象が予測されています。 気象庁の発表では7月12日ごろから10年に1度レベルの高温予想も出ておりますし、今年の夏は猛暑および台風には特に注意が必要となっておりますので、熱中症や脱水症状など体調管理には十分に気を付けましょう!

「業務改善助成金 |

業務改善助成金は、生産性向上に資する設備投資等(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額(各コースに定める金額)以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成するものです。

事業場内最低賃金の 引き上げ



設備投資等 機械設備導入、コンサルティング、 人材育成・教育訓練など 業務改善助成金 を支給 (最大600万円)

10月には最低賃金も過去最高の上昇が予想されます(30円以上)。 設備投資の予定がある場合、最低賃金が上がる前に賃上げをすることで、助成金の対象となることもあります。

業務改善助成金のご案内

事業場内で最も低い賃金を30円以上引き上げ、 生産性の向上に資する設備投資等に取り組んだ事業主に、 その経費の一部(最大600万円)が助成されます。

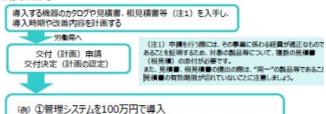
※賃金の引き上げ額・引き上げる労働者数・事業場規模によって 助成上限額が変わります※

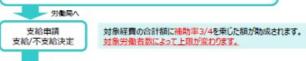
例) 事業場内最低賃金が930円で、

常時雇用する労働者の数が20人の事業場の場合

業務の一元管理システムを導入し、 事務作業の効率化を図り、 事業場内最低賃金を30円引き上げる

【活用の流れ】





②事業場内最低賃金の労働者の賃金を30円引き上げる

対象経費100万円×3/4=75万円(A) 【1名引き上げた場合】助成上限額 60万円(B) 【2名以上引き上げた場合】助成上限額 90万円~(B)

→助成額は(A)(B)いずれかの低い額

【助成上限額】

コース 区分	事業場内 最低賃金の 引き上げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満の 事業者
30円 コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2~3人	50万円	90万円
		4~6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円 コース		1人	45万円	80万円
		2~3人	70万円	110万円
	45円以上	4~6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上**	180万円	180万円
60円 コース		1人	60万円	110万円
	60円以上	2~3人	90万円	160万円
		4~6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上**	300万円	300万円
90円 コース		1人	90万円	170万円
	90円以上	2~3人	150万円	240万円
		4~6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※10人以上の上限額区分は、特例事業者が10人以上の労働者の賃金を引き上げた場合に対象となります。詳しくはお問い合わせください。

【「引き上げる労働者数」の数え方】

- ▶事業場内最低賃金の労働者
- ▶事業場内最低賃金を引き上げることによって賃金が追い抜かれ、 同じく30円以上賃金を引き上げる労働者

【事業場内最低賃金の算出方法】

給与の支払い形態を問わず、事業場内の最も低い時間給を、最低賃金法の 規定に基づいて算定されます。

時間給制、日給制、月給制、歩合給制などの場合によって、計算に算入する 手当が異なります。詳しくはお問い合わせください。

※実際に適用される法令や制度については、 改正・変更される場合があります。

プランマ社会保険労務士法人 〒730-0805 広島県広島市中区+日市町1-1-9相生通り構造ビル2 F 「TEL 1082-293-8102/「E-maillinfo@iinii-fuku.ip

フクシマ社会保険労務士法人

労働保険事務組合 広島経営者同友会 / 広島一人親方同友会

〒730-0805 広島市中区十日市町1丁目1-9 相生通り鷹匠ビル2F

TEL: 082-293-8102 FAX: 082-293-8104

E-mail: info@jinji-fuku. jp URL: http://www.jinji.fuku.jp

